

知っていますか？ 専用水道

『専用水道の定義』

『専用水道設置者の義務』

令和7年5月

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

専用水道の定義

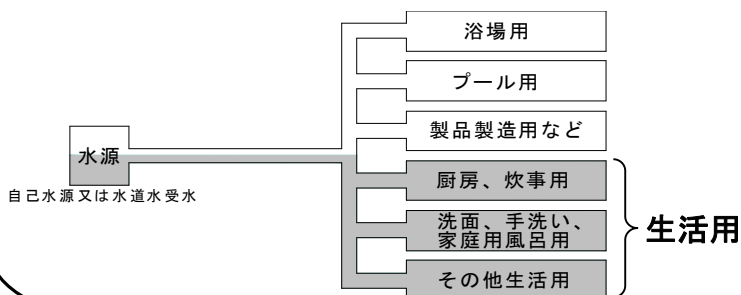
(法令等)

居住人口が百人を超える場合、専用水道になります。ただし、居住であり滞在ではありません。

寄宿舍、社宅、療養所、養老施設等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの又はその水道施設の1日最大給水量が20m³を超える施設(生活の用に供するものに限る)をいう。

特定の需要に応じて水を供給する水道は、すべて専用水道の可能性があります。

公衆浴場、プール、製品製造用などの生活の用に供するものではないものは、給水量に含みません。



ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とするものは、専用水道にならない可能性がありますので、以下を確認ください。

専用水道の適用除外

他の水道から供給を受ける水のみを水源とする水道であって、口径 25mm 以上の導管の全長が 1,500m 以下であり、かつ、水槽の有効容量の合計が 100m³ 以下である水道については、専用水道から除外されます。

ただし、地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されているものは、上記の導管延長や水槽容量の算定から除きます。

別紙1を参照ください。

専用水道設置者の主な義務

(確認申請書の提出) ※市内に設置の専用水道については、市へ提出してください。

県保健福祉事務所に「専用水道布設工事設計確認申請書」を提出してください。
布設工事に着手する前に、工事の設計が水道法第5条の施設基準に適合するものであることを、知事に確認しなければなりません。新たな施設を増設するときなどにも、同様の手続きが必要になります。

(水道技術管理者の配置)

水道技術管理者を置かなければなりません。
法令等で定める事項に従事し、他の職員を監督する必要があります。
※水道技術管理者は、法令等で定める資格を有する者でなければなりません(水道法34条第2項を除く)。

(開始前の届出及び検査) ※市内に設置の専用水道については、市へ届出てください。

県保健福祉事務所に「給水開始前届」を提出してください。
給水を開始しようとするときは、あらかじめ県保健福祉事務所にその旨を届け出て、かつ、水質検査及び施設検査を実施しなければなりません。これらの検査結果を給水開始前届とあわせて提出してください。

(水質検査の実施)

法令等に基づき、定期及び臨時の水質検査を行い、記録を5年間保存しなければなりません。
※検査項目や頻度については、別紙2を参照ください。
※水質検査機関については、別紙3を参照ください。

(健康診断の実施)

水道業務に従事するものは、法令等に基づき、定期及び臨時の健康診断を行い、記録を1年間保存しなければなりません。

(衛生上の措置)

水道施設の管理及び運営に関し、法令等に基づき、消毒等の衛生上必要な措置を講じなければなりません。

(緊急時の措置) ※市内に設置の専用水道については、市へ報告してください。

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その旨を関係者に周知しなければなりません。そのほか、水質検査の結果に異常があったときは、その旨を県保健福祉事務所に報告する必要があります。

※その他の届出等については、「群馬県専用水道事務処理要領」をご確認ください。

詳しくは、県保健福祉事務所、市保健所または各市役所担当部署へお問い合わせください。

令和7年4月現在

専用水道の所在地	お問い合わせ先	電話番号
榛東村、吉岡町	渋川保健福祉事務所	0279-22-4166
玉村町	伊勢崎保健福祉事務所	0270-25-5066
上野村、神流町	藤岡保健福祉事務所	0274-22-1420
下仁田町、南牧村、甘楽町	富岡保健福祉事務所	0274-62-1541
中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町	吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303
片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	利根沼田保健福祉事務所	0278-23-2185
板倉町、明和村、千代田町、大泉町、邑楽町	館林保健福祉事務所	0276-72-3230
前橋市	前橋市保健所 健康部衛生検査課	027-289-5022
高崎市	高崎市保健所 保健医療部生活衛生課	027-381-6116
桐生市	桐生市役所 水道局工務課	0277-32-4339
伊勢崎市	伊勢崎市役所 環境部環境政策課	0270-27-2733
太田市	太田市役所 産業環境部環境対策課	0276-47-1893
沼田市	沼田市役所 市民部環境課	0278-23-2111
館林市	館林市役所 市民環境部地球環境課	0276-47-5125
渋川市	渋川市役所 市民環境部環境森林課	0279-22-3733
藤岡市	藤岡市役所 森林環境部環境課	0274-40-2264
富岡市	富岡市役所 市民生活部環境課	0274-62-1511
安中市	安中市役所 上下水道部上水道工務課	027-385-4861
みどり市	大間々庁舎 簡水下水道課	0277-46-7918

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課 027-226-2446

専用水道適用判断

①施設規模を整理

水道施設の整理(1: 共通)

計画給水人口 P_0	人
うち居住人口 P	人
1 日最大給水量 Q_0	m^3
うち 公衆浴場用 Q_1	m^3
プール用 Q_2	m^3
その他製品製造用 Q_3	m^3

※その他製品製造用とは、食品などの製品を工場で製造するために使用するものであり、旅館や食堂などで、給仕するために厨房で使用するものは含みません。

居住人口 $P =$ 人

生活用 1 日最大給水量 $Q = Q_0 - Q_1 - Q_2 - Q_3 =$ m^3

水道施設の整理(2: 他の水道から供給を受ける水のみを水源)

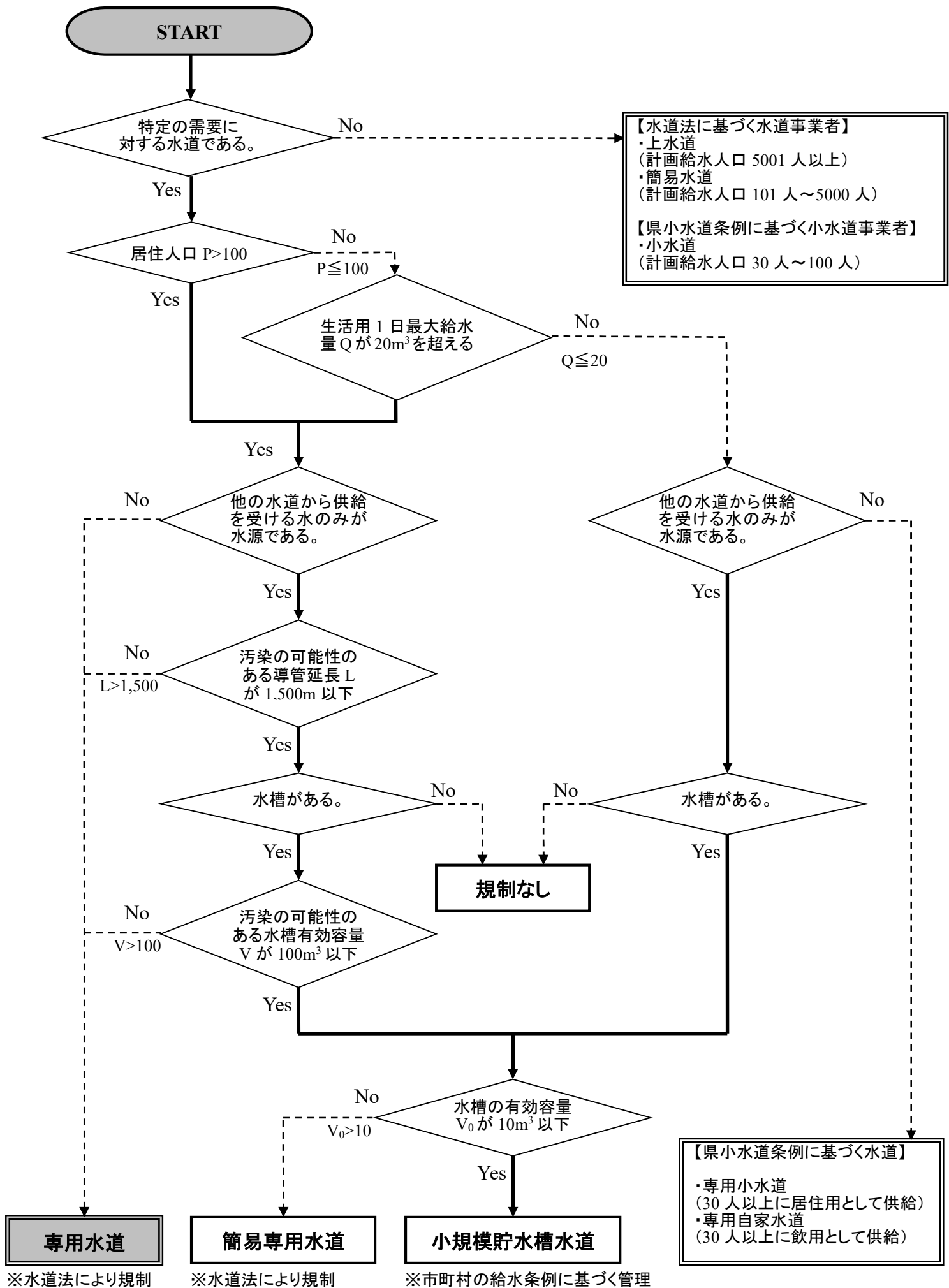
$\phi 25$ 以上の導管延長 L_0	m
地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されているもの L_1	m
水槽の有効容量 V_0	m^3
地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されているもの V_1	m^3

別紙1を参照ください。

汚染の可能性のある導管延長 $L = L_0 - L_1 =$ m

汚染の可能性のある水槽有効容量 $V = V_0 - V_1 =$ m^3

②適用判断



専用水道の適用除外の詳細

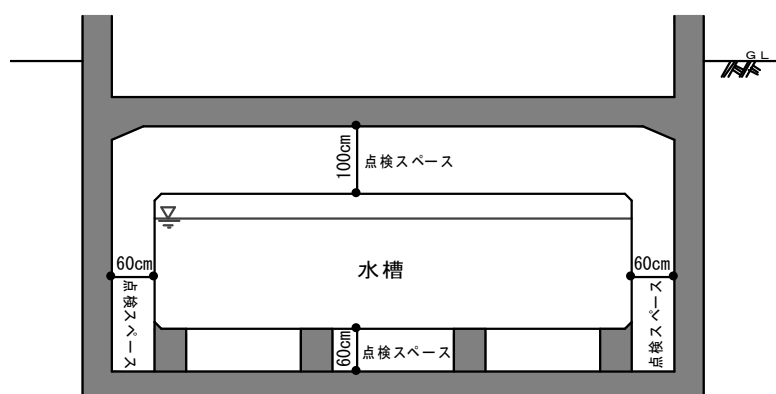
以下に示す施設については、地表からの浸水等による汚染のおそれのないように設置されているものと考えます。

1. 建築物に設けられた給水管で、建築基準法施行令第129条の2の4及び「給排水の配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（建設省告示第1597号）」（以下、「政令等」という。）に基づき設置された給水管
2. 政令等に基づき設置された給水タンク及び貯水タンク（以下、「水槽」という。）で、保守点検を容易にかつ安全におこなうために、水槽の周囲及び下面において60cm以上、上部において100cm以上の点検スペースがある水槽

【点検スペース概要図】

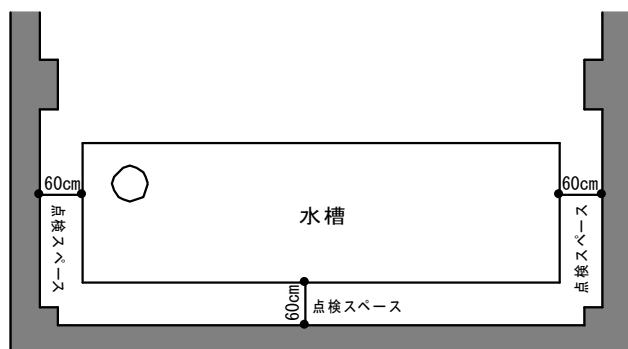
建物内部の場合

断面図



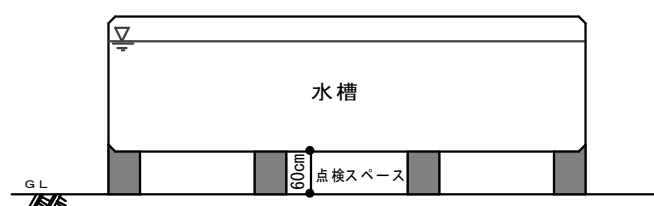
※階層は関係ありません。

平面図



建物外部の場合

断面図



※点検スペースについては、給排水設備技術基準・同解説によるものです。

専用水道の水質検査項目

(別紙2)

(1) 毎日検査

番号	項 目	検査回数
一	色、濁り、残留塩素	毎日1回以上 (1回/1日)

(2) 省略できない、かつ検査回数も減じられない検査項目

①毎月1回以上の検査

番号	項 目	検査回数
1	一般細菌	毎月1回以上 (12回/1年) 毎月1回以上 (12回/1年) ★自動連続測定・記録の場合は 3月に1回以上まで回数減可能
2	大腸菌	
38	塩化物イオン	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
47	pH値	
48	味	
49	臭気	
50	色度	
51	濁度	

②3月に1回以上の検査

番号	項 目	検査回数
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	3月に1回以上 (4回/1年)
21	塩素酸	
22	クロロ酢酸	
23	クロロホルム	
24	ジクロロ酢酸	
25	ジブロモクロロメタン	
26	臭素酸	
27	総トリハロロメタン	
28	トリクロロ酢酸	
29	プロモジクロロメタン	
30	プロモホルム	
31	ホルムアルデヒド	

(3) 原水の水質及び過去の検査結果により、検査の省略または検査回数を減じることができる項目

- ①原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合は、過去3年間の検査結果により検査回数を減じることができます。
 ②原水・水源等の状況(被圧地下水で周囲に汚染源となる施設がない等)及び薬品・資材の使用状況により検査の必要がないことが明らかであると認められる場合で、過去の水質検査結果(5年以上)が基準値の1/2以下の場合は検査を省略することができます。ただし、「亜硝酸態窒素」並びに「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」については省略できません。
 また、省略する項目についても水質に変化がないことを確認するため、3年に1回以上検査が必要です。

X=原水の水質が変化するおそれが少ない場合の過去3年間の水質検査結果

検査回数			検査回数		
			水質良好 ← → 水質悪化		
			基準値＝1 $X \leq 1/10$	基準値＝1 $1/10 < X \leq 1/5$	基準値＝1 $1/5 < X \leq 1$
			水質検査結果により回数減可能		回数減不可
番号	項 目	省略の判断基準			
9	亜硝酸態窒素	・省略不可。	3年に1回以上 (1回/3年)	毎年1回以上 (1回/1年)	3月に1回以上 (4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	・ただし、下記と同様にして検査回数を減じることができる。			
3	カドミウム及びその化合物	・過去に基準値の1/2を超えず、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可能。 ★省略する場合も、3年に1度以上検査を実施 ★省略不可の場合も水源に水または汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合、過去3年間の検査結果によっては検査回数を減じることができる。			
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物				
7	ヒ素及びその化合物				
8	六価クロム化合物				
12	フッ素及びその化合物				
13	ホウ素及びその化合物				
14	四塩化炭素				
15	1. 4-ジオキサン				
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン				
17	ジクロロメタン				
18	テトラクロロエチレン				
19	トリクロロエチレン				
20	ベンゼン				
32	亜鉛及びその化合物				
33	アルミニウムその化合物				
34	鉄及びその化合物				
35	銅及びその化合物				
36	ナトリウムその化合物				
37	マンガン及びその化合物				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				
40	蒸発残留物				
41	陰イオン界面活性剤				
44	非イオン界面活性剤				
45	フェノール類				

(4) 水源の種類や過去の水質検査結果により省略可能で、水源の状態により検査回数が減じられる期間がある検査項目

番号	項 目	省略の判断基準	検査回数
42	ジェオスミン	・過去に基準値の1/2を超えず、かつ湖沼等の停滞水源でない場合は省略可 ★省略の場合も、3年に1度以上検査を実施	・省略不可の場合は、回数減不可で毎月1回以上(12回/1年) ただし、カビ臭の原因となる藻類の発生が少なく、検査の必要がない期間を除く ・省略の場合は、3年に1回以上(1回/3年)
43	2-メチルイソボルオネール		

注) 他の水道から供給を受ける水のみが水源である場合にも、同様の扱いになります。

●登録水質検査機関について

水質検査を委託するときは、委託しようとする検査機関が、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた登録水質検査機関であることを確認してください。登録水質検査機関であるかどうかは、国土交通省又は環境省のホームページで確認することができます。

国土交通省ホームページ

ホーム>政策・仕事>水管理・国土保全>上下水道>検査機関

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf/seisakunitsuite_bunya/topics/bukyoku_kenkou_suido_suishitsu_02a.html



環境省ホームページ

ホーム>政策>政策分野一覧>水・土壌・地盤・海洋環境の保全
>水道対策>水道水質情報>水質検査>検査機関

https://www.env.go.jp/water/water_supply/suishitsu/02a.html

